

出港前報告制度について
(手引き)
第4版

2017年10月

財務省関税局

目次

| | |
|--|----|
| 1. はじめに | 1 |
| 2. 背景 | 1 |
| 3. 出港前報告制度の概要について | 1 |
| (1) 報告対象貨物 | 2 |
| (2) 報告義務者 | 2 |
| (3) 報告期限 | 2 |
| (4) 報告内容 | 2 |
| (5) 報告方法 | 3 |
| (6) 出港前報告の免除 | 3 |
| (7) 事前通知 | 3 |
| (8) 船卸許可申請 | 4 |
| (9) 罰則 | 5 |
| 4. NACCSを使用した報告方法等について | 5 |
| (1) NACCSとは | 5 |
| (2) NACCSへの利用（接続）形態 | 5 |
| (3) 申請者IDの発給 | 5 |
| (4) 船会社等が行う積荷に関する事項（オーシャン（マスター）B/L積荷情報）の報告 | 6 |
| (5) 利用運送事業者等が行う積荷に関する事項（ハウスB/L積荷情報）の報告 | 7 |
| (6) 船会社等による船積港の出港日時（確定）の報告 | 8 |
| (7) 不一致情報 | 9 |
| (8) 積載船舶情報の変更 | 10 |
| (9) 運送契約の変更等に伴うB/L番号（ハウスB/L番号を含む。）の変更 | 10 |
| (10) 税関からの事前通知 | 11 |
| (11) 出港前報告制度により報告された積荷情報を活用した入港前報告制度の報告用の積荷情報の作成 | 11 |
| (12) 船卸許可申請 | 12 |
| (13) 情報伝達 | 13 |

別紙目次

| | | |
|---------|-------------------------------|-----|
| 別紙 1 | 出港前報告制度の概要 | 14 |
| 別紙 2 | 報告期限の緩和措置 | 16 |
| 別紙 3 | 報告項目 | 18 |
| 別紙 4 | リスク分析結果の事前通知 | 20 |
| 別紙 5 | NACC S利用（接続）形態 | 21 |
| 別紙 6 | 申請者IDの取得手順等イメージ図 | 23 |
| 別紙 7 | NACC S業務フロー | 24 |
| 別紙 8 | 出港前報告（AMR）業務入力項目表 | 26 |
| 別紙 9 | 受理不可品名 | 55 |
| 別紙 10 | 出港前報告ハウスB/L（AHR）業務入力項目表 | 56 |
| 別紙 11 | 出港日時報告（ATD）業務入力項目表 | 82 |
| 別紙 12-1 | 不一致情報出力項目表（出港日時報告（ATD）業務実施後） | 84 |
| 別紙 12-2 | 不一致情報出力項目表（積荷目録提出（DMF）業務実施後） | 87 |
| 別紙 13 | 不一致情報出力イメージ | 89 |
| 別紙 14 | 出港前報告船舶情報訂正（CMV）業務入力項目表 | 90 |
| 別紙 15 | 出港前報告B/L関連付け（BL L）業務入力項目表 | 94 |
| 別紙 16-1 | 事前通知出力項目表 | 98 |
| 別紙 16-2 | 関連ハウス事前通知状況出力項目表 | 101 |
| 別紙 17-1 | 事前通知（通知）出力イメージ | 104 |
| 別紙 17-2 | 事前通知（解除）出力イメージ | 105 |
| 別紙 18 | 関連ハウス事前通知状況出力イメージ | 106 |
| 別紙 19 | 船卸許可申請（DNC）業務入力項目表 | 108 |
| 別紙 20 | 海上コンテナ貨物に係る積荷情報（税関様式C 第2032号） | 112 |
| 別紙 21 | 伝達情報出力イメージ | 114 |

1. はじめに

テロ対策等国際的な物流セキュリティ強化の観点から、税関において、より早い段階で海上コンテナ貨物に関する情報を入手することにより、従来以上に水際における取締りを強化するため、平成 18 年度関税改正において導入した入港前報告制度に加え、平成 24 年度関税改正において、コンテナ貨物を積載して本邦に入港しようとする外国貿易船の運航者等及び当該貨物の荷送人に対し、当該外国貿易船が船積港を出港する前に、詳細な積荷情報を、電子的に税関に報告することを義務付ける出港前報告制度を導入しました。

2017 年 10 月の輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）の更改を期に、これまでの運用状況を踏まえ、出港前報告制度に関する NACCS 業務に変更を加えて改善を図ることとしておりますので、2017 年 10 月の NACCS 更改以降は、以下のとおり電子的に NACCS を通じた税関への報告を実施願います。

2. 背景

- (1) 2001 年に発生した米国同時多発テロを契機とし、世界税関機構（WCO）は、「国際貿易の安全確保および円滑化のための WCO 基準の枠組み」（以下「基準の枠組み」という。）として、税関当局が国際貿易の安全確保及び円滑化の両立を推進するために国際的に実施すべき方策を取りまとめました。この「基準の枠組み」では、税関は海上コンテナ貨物に係る積荷情報を当該貨物の船積み前に電子的に入手すべきとされています。
- (2) 米国等の諸外国においては、当該国向けの海上コンテナ貨物を対象に、「基準の枠組み」において認められている最も早いタイミングである積出地における船積 24 時間前を報告期限として、その積荷に関する詳細情報を電子的に報告することを義務付けています。
- (3) 「基準の枠組み」や米国等の諸外国の制度と比較した場合、2012 年当時の我が国の制度は、①積荷情報の報告が入港前であり、報告から入港までが短時間であること、②混載貨物について詳細な品名や実際の荷受人等が不明なことが多いこと、③税関に報告される積荷情報が全て電子化されていないことから、報告のタイミング、報告内容及び報告方法について改善が必要となっていました。

3. 出港前報告制度の概要について

出港前報告制度は、我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物に係る積荷情報について、原則として、当該コンテナの船積港を当該船舶が出港する前に、詳細な情報を電子的に報告することを義務付けるものです。具体的には次のとおりです。（別紙 1 「出港前報告制度の概要」参照）

(1) 報告対象貨物

関税法第 15 条第 7 項及び第 8 項の規定に基づく出港前報告制度における報告対象貨物は、本邦に入港しようとする外国貿易船に積載するコンテナ貨物とします。ただし、次に掲げるコンテナ貨物は報告対象外とします。

- ・ 空のコンテナ
- ・ プラットホームコンテナ（ISO6346 に定める形式コード「P 0」）に積載された貨物
- ・ 本邦で船卸しをしない海上コンテナ貨物

(2) 報告義務者

報告義務者は、次に掲げる者とします。

- A. 関税法第 15 条第 7 項の規定により、オーシャン（マスター）B/L を基にした積荷情報を把握しているコンテナ貨物を積載して我が国に入港しようとする外国貿易船の運航者等（以下「船会社等」という。）とします。
- B. 関税法第 15 条第 8 項及び関税法施行令第 12 条第 9 項の規定により、ハウス B/L を基にした積荷情報を把握している船会社等が行う運送を利用して貨物の運送を業として行う者であって当該船会社等と運送契約を締結する荷送人（以下「利用運送事業者等」という。）とします。

(3) 報告期限

報告義務者及び税関の双方が把握・確認することができる出港日時を基準とした次に掲げる期限とします。

- A. 関税法施行令第 12 条第 7 項の規定により、上記 3 - (1) の報告対象貨物を船積みして本邦に入港しようとする外国貿易船が、当該貨物を船積みして船積港を出港する 24 時間前までとします。（ただし、下記 B の場合を除きます。）
- B. 関税法施行規則第 2 条の 2 第 4 項の規定により、同規則別表第 3（別紙 2「報告期限の緩和措置」参照）の「本邦以外の地域」を船積港とし、「本邦の地域」を第一到着港とする場合には、船積港を出港する時までとします。

(4) 報告内容

出港前報告制度における積荷に関する事項の報告項目は、以下のとおりとします。

- A. 上記 3 - (2) - A に掲げる報告義務者である船会社等
関税法施行令第 12 条第 8 項及び関税法施行規則第 2 条の 2 第 5 項の規定により、別紙 3「報告項目」の「オーシャン（マスター）B/L 積荷情報」の欄に掲げる積荷に関する事項を報告項目（必須項目）とします。
- B. 上記 3 - (2) - B に掲げる報告義務者である利用運送事業者等
関税法施行令第 12 条第 10 項及び関税法施行規則第 2 条の 2 第 6 項の規定によ

り、別紙3「報告項目」の「ハウスB/L積荷情報」の欄に掲げる積荷に関する事項を報告項目（必須項目）とします。

（5）報告方法

出港前報告制度における積荷に関する事項の報告は、関税法第15条第9項の規定により、NACCS（下記4-（1）参照。）を使用して電子的に報告することを義務付けています。

ただし、電気通信回線の故障等によりNACCSを使用して電子的に報告することが困難な場合として税関が認めた場合には、別紙20「海上コンテナ貨物に係る積荷情報」の様式を用いて書面等により報告を行う必要がありますので、別途公表している連絡先までご連絡ください。（税関ホームページ掲載資料「災害又は電気通信回線の故障等によりNACCSへの報告が困難な場合の対応について」参照：http://www.customs.go.jp/news/news/advance5_j/shiryo01.pdf）

（6）出港前報告の免除

関税法施行令第12条第6項の規定により、暴風、豪雨、洪水、地震、津波、噴火その他自然現象の異変による災害及び火薬類の爆発その他の人為による異常な災害（武力紛争等）により、船積港の出港前に日本向け海上コンテナ貨物の積荷に関する事項の報告を行うことが困難であると認められる場合には、当該積荷に関する事項の報告が免除されます。

なお、上記3-（5）ただし書きに規定する電気通信回線の故障等によりNACCSを使用して電子的に報告することが困難な場合については、別紙20の様式を用いて書面等により報告を行う必要があります、報告は免除されませんので、別途公表している連絡先までご連絡ください。（税関ホームページ掲載資料「災害又は電気通信回線の故障等によりNACCSへの報告が困難な場合の対応について」参照：http://www.customs.go.jp/news/news/advance5_j/shiryo01.pdf）

（7）事前通知

税関では、出港前報告制度により報告された積荷情報のリスク分析を実施した結果、我が国のセキュリティ上、ハイリスクと判定し、関税法第106条の規定により本邦での船卸一時停止等の措置が必要な積荷については、原則として、報告から24時間以内に次に掲げる事前通知を行います。ただし、税関において、セキュリティに関する新たな情報を入手した場合には、報告から24時間を経過していたとしても当該通知を行うこととしています。（別紙4「リスク分析結果の事前通知」参照）

なお、当該事前通知の後、事前通知の要件（事由）が解消された場合、税関では、速やかに当該事前通知の解除を行うこととしています。

A. コード「DNL」

船積 24 時間前までに税関へ報告される積荷情報について、税関のリスク分析の結果、我が国のセキュリティ上、ハイリスク貨物であると判断した場合、NACCSを通じて「DNL」のコードと本邦に持ち込むことができないハイリスク貨物である旨の通知内容を付した事前通知を行います。

B. コード「HLD」

税関において、報告された積荷情報のリスク評価を完了するために、追加の情報又は情報の訂正を要請する必要がある場合には、NACCSを通じて「HLD」のコードと具体的な要請内容を付した事前通知を行います。

C. コード「DNU」

本コードは、次に掲げる場合において、事前通知を行います。

- ・ 外国貿易船が船積港を出港した後において、税関のリスク分析の結果、我が国のセキュリティ上、ハイリスク貨物であることが判明した積荷については、NACCSを通じて「DNU」のコードと本邦入港時に当該積荷の船卸一時停止を行う旨の通知内容を付した事前通知を行います。
- ・ 上記Bの事前通知を行った積荷について、当該事前通知が解除されることなく、当該積荷を積載した外国貿易船が船積港を出港したことを税関が確認した場合には、当該外国貿易船が本邦に入港するまでの間に税関が要請した追加情報の報告又は情報の訂正が行われない限り、当該積荷の船卸一時停止を行う必要があることから、NACCSを通じて「DNU」のコードに切替えを行い、要請事項が履行されない場合には、船卸一時停止を行う旨の通知内容を付した事前通知を行います。

(8) 船卸許可申請

次に掲げるとおり、報告期限までに積荷に関する事項の報告がなされなかった場合には、税関からNACCSを通じて「SPD」コードの事前通知を行うこととされています。(この場合、報告義務者は罰則の適用を受ける場合があります。)

また、当該事前通知が行われた積荷は、関税法第 16 条第 3 項の規定に基づき、税関の船卸許可を受けない限り、当該積荷の船卸しをしてはならないため、船卸しをしようとする者は、次に掲げる区分に応じて、船卸許可申請手続きを行う必要があります。

A. 積荷に関する事項の報告が行われなかった場合

船卸しをしようとする者は、あらかじめ上記 3 - (4) に掲げる積荷に関する事項の報告を行った後、船卸しをしようとする港を管轄する税関に対して、船卸許可申請を行い、船卸許可を受けなければなりません。なお、報告された積荷情報に関して、税関からリスク評価を完了させるために追加の情報又は情報の訂正の指示が行われた場合には、税関からの指示に従った追加の情報又は情報の訂正

が行われ、税関でのリスク評価が完了するまで船卸許可が行われません。

B. 積荷に関する事項の報告が報告期限を遅れた場合

船卸しをしようとする者は、船卸しをしようとする港を管轄する税関に対して、船卸許可申請を行い、船卸許可を受けなければなりません。ただし、税関からリスク評価を完了させるための追加の情報の報告又は情報の訂正の指示も併せて行われている場合には、税関からの指示に従った報告又は訂正が行われ、税関でのリスク評価が完了するまで船卸許可が行われません。

(9) 罰則

船会社等又は利用運送事業者等が、関税法第 15 条第 7 項又は第 8 項に規定する積荷に関する事項について、報告期限までに報告がなされなかった場合、又は偽った報告をした場合には、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。

また、関税法第 16 条第 3 項に規定による船卸しの許可を受けようとする者が、当該許可を受けることなく積荷の船卸しをした場合にも、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。

4. NACCS を使用した報告方法等について

(1) NACCS とは

輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS) とは、入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステムであり、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 (以下「NACCS センター」という。会社 HP: <http://www.naccs.jp/>) が運営しています。

出港前報告制度における積荷に関する事項の報告は、上記 3 - (5) で述べたとおり、この NACCS を使用して電子的に報告することを義務付けています。

(2) NACCS への利用 (接続) 形態

出港前報告制度における積荷に関する事項の報告を行うための NACCS との接続方法については、別紙 5 「NACCS 利用 (接続) 形態」に掲げるとおり、自社システムとのゲートウェイ接続、又はサービスプロバイダー経由による接続の場合があります。

※ なお、日本国内に事業所を有し、NACCS センターと利用契約を締結している者であれば、NACCS センターが提供するクライアントソフト (パッケージソフト) を使用して報告を行うことも可能です。

(3) 申請者 ID の発給

サービスプロバイダー経由による接続により、出港前報告制度における積荷情報の

報告を行う者は、NACCSセンターが提供する申請者ID発給システムから申請者IDをあらかじめ取得する必要があります。申請者IDの取得方法は、別紙6「申請者IDの取得手順等イメージ図」のとおりです。なお、詳細な取得方法については、Advance Filing Rules web site

(<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/afri/index.html>)に掲載しています。また、申請者IDは同サイトから取得することができます。

(4) 船会社等が行う積荷に関する事項（オーシャン（マスター）B/L積荷情報）の報告

A. 積荷情報の登録

船会社等が行う積荷に関する事項の報告は、オーシャン（マスター）B/L単位ごとに、別紙7「NACCS業務フロー」に掲げる出港前報告（AMR）業務を利用して、報告期限までに登録を行う必要があります。

なお、本業務にあたっては、NACCS利用者に限りEDIFACT電文での報告を行うことを可能としております。

B. 入力項目

出港前報告（AMR）業務の入力項目表は、別紙8「出港前報告（AMR）業務入力項目表」のとおりです。

特に、関連するハウスB/L積荷情報が報告される場合には、マスターB/L識別欄に「M」を入力して報告をする必要がありますので、運送契約をする利用運送事業者等に確認の上、適切な内容で報告をしてください。

C. 積荷情報の受理

上記Aで登録された積荷情報については、NACCSで入力要件チェックが行われ、処理結果（正常又はエラー）が報告者に通知されます。

なお、入力要件チェックでは、データの属性等の形式チェックのほか、品名欄に別紙9「受理不可品名」に掲げる品名が記載されていた場合には受理不可（処理結果エラーを通知）となります。（なお、別紙9に掲げる品名は例示であり、今後必要に応じて見直しを行うこととしております。）

D. 積荷情報の訂正等

NACCSで正常に受理されたオーシャン（マスター）B/L積荷情報の訂正等を行う場合には、出港前報告訂正（CMR）業務を利用して、必要な訂正、削除及び追加報告を行うことができます。ただし、船舶コード、航海番号、船会社コード、船積港コード及び船積港枝番の項目の訂正のみを行う場合には、出港前報告船舶情報訂正（CMV）業務を利用して、必要な訂正を行ってください。

また、出港前報告訂正（CMR）業務を利用した訂正及び削除については、原則として、積載する船舶が船積港を出港する時までには実施していただくこととしておりますが、下記4-(6)に掲げる出港日時報告（ATD）業務実施後であ

っても、積荷目録提出（DMF）業務を実施するまでの間は、出港前報告訂正（CMR）業務を利用した訂正及び削除をすることができます。

なお、出港前報告訂正（CMR）業務を利用して、報告した積荷情報の削除を行う場合には、必ず、削除の理由（積込取止、B/L番号変更など）を削除理由コードを用いて報告してください。

E. B/L番号の変更等

NACCSで正常に受理されたオーシャン（マスター）B/L積荷情報について、運送契約の変更等により分割（セパレート）又は統合（コンバイン）若しくは切替（スイッチ）が行われる場合には、変更後のB/L番号でオーシャン（マスター）B/L積荷情報の報告（分割又は統合の場合で、変更後の一つの情報として当初報告を行ったオーシャン（マスター）B/L積荷情報を利用する場合には、当該情報の訂正を含む。）を行った後、出港前報告B/L関連付け（BLL）業務を利用して変更前後のB/L積荷情報の関連付けを行う必要があります。

（5）利用運送事業者等が行う積荷に関する事項（ハウスB/L積荷情報）の報告

A. 積荷情報の登録

利用運送事業者等が行う積荷に関する事項の報告は、ハウスB/L単位ごとに、別紙7「NACCS業務フロー」に掲げる出港前報告ハウスB/L（AHR）業務を利用して、報告期限までに登録を行う必要があります。

なお、本業務にあたっては、NACCS利用者に限りEDIFACT電文での報告を行うことを可能としております。

B. 入力項目

出港前報告ハウスB/L（AHR）業務の入力項目表は、別紙10「出港前報告ハウスB/L（AHR）業務入力項目表」のとおりです。

特に、マスターB/L番号、船舶コード、航海番号、船会社コード、船積港コード、船積港枝番、船卸港コード及び船卸港枝番については、上記4-（4）で報告される関連するマスターB/L積荷情報と同じ内容で報告する必要がありますので、運送契約をする船会社等から情報提供を受けて適切な内容で報告をしてください。また、関連するマスターB/Lに対するハウスB/L積荷情報の報告が全て終了する場合には、ハウスB/L報告完了識別欄に「E」を入力して報告を行う必要があります。

C. 積荷情報の受理

上記Aで登録された積荷情報については、NACCSで入力要件チェックが行われ、処理結果（正常又はエラー）が報告者に通知されます。

なお、入力要件チェックでは、データの属性等の形式チェックのほか、品名欄に別紙9「受理不可品名」に掲げる品名が記載されていた場合には受理不可（処理結果エラーを通知）となります。（なお、別紙9に掲げる品名は例示であり、

今後必要に応じて見直しを行うこととしております。)

D. 積荷情報の訂正等

NACCSで正常に受理されたハウスB/L積荷情報の訂正等を行う場合には、出港前報告訂正ハウスB/L (CHR) 業務を利用して、必要な訂正、削除及び追加報告を行うことができます。ただし、船舶コード、航海番号、船会社コード、船積港コード及び船積港枝番の項目の訂正のみを行う場合には、出港前報告船舶情報訂正 (CMV) 業務を利用して、必要な訂正を行ってください。なお、トランシップ等による船舶情報の変更予定があり、変更後の船舶情報が不明な場合で、船会社等が報告するマスターB/L番号で報告される積荷情報の船舶情報に準ずるとして「船舶情報変更予定有識別」欄に「Y」を入力して報告を行っている場合には、出港前報告船舶情報訂正 (CMV) 業務を利用した船舶コード等の訂正は不要とします。

また、出港前報告訂正ハウスB/L (CHR) 業務を利用した訂正等については、原則として、積載する船舶が船積港を出港する時までには実施していただくこととしておりますが、下記4-(6)に掲げる出港日時報告 (ATD) 業務実施後であっても、積荷目録提出 (DMF) 業務が実施されるまでの間は、出港前報告訂正 (ハウスB/L) (CHR) 業務を利用した訂正及び削除をすることができます。

なお、出港前報告訂正 (ハウスB/L) (CHR) 業務を利用して、報告した積荷情報の削除を行う場合には、必ず、削除の理由 (積込取止、B/L番号変更など) を削除理由コードを用いて報告してください。

E. B/L番号の変更等

NACCSで正常に受理されたハウスB/L積荷情報について、運送契約の変更等により分割 (セパレート) 又は統合 (コンバイン) 若しくは切替 (スイッチ) が行われる場合には、変更後のB/L番号でハウスB/L積荷情報の報告 (分割又は統合の場合で、変更後の一つの情報として当初報告を行ったハウスB/L積荷情報を利用する場合には、当該情報の訂正を含む。) を行った後、出港前報告B/L関連付け (BLL) 業務を利用して変更前後のB/L積荷情報の関連付けを行う必要があります。

(6) 船会社等による船積港の出港日時 (確定) の報告

A. 船積港出港日時情報の登録

船会社等は、上記4-(4)又は(5)の積荷に関する事項の報告を行った貨物を船積みして出港した後、関税法第15条第1項の規定に基づく入港前の積荷に関する事項の報告 (NACCSの積荷目録提出 (DMF) 業務) を行う時までに、出港日時報告 (ATD) 業務を利用して、船積港の出港日時 (確定) の報告を行う必要があります。

B. 入力項目

出港日時報告（ATD）業務の入力項目表は、別紙 11「出港日時報告（ATD）業務入力項目表」のとおりです。

C. 船積港出港日時情報の訂正

NACCSに登録した船積港出港日時情報の訂正を行う場合には、同じく出港日時報告（ATD）業務を利用して、必要な訂正を行うことができます。

（7）不一致情報

上記4－（4）及び（5）の積荷に関する事項の報告については、NACCSにおいて報告期限超過等の判定処理を実施し、報告者に不一致情報が配信されます。なお、不一致情報が配信された場合には、通知された不一致情報の種類に応じて、当該不一致が解消されるよう必要な対応をしてください。（税関ホームページ掲載資料「不一致情報への対応について」参照：

http://www.customs.go.jp/news/news/advance5_j/shiryo02.pdf

A. 通知種類

- (a)報告期限超過が判明した場合の不一致情報
- (b)出港前報告（AMR）業務による積荷情報が報告されているにも関わらず、出港前報告ハウスB/L（AHR）業務による積荷情報が未報告であることが判明した場合の不一致情報
- (c)出港前報告ハウスB/L（AHR）業務による積荷情報が報告されているにも関わらず、出港前報告（AMR）業務による積荷情報が未報告であることが判明した場合の不一致情報
- (d)関連付けされた出港前報告（AMR）業務により報告された積荷情報と出港前報告ハウスB/L（AHR）業務により報告された積荷情報で船舶コード等が一致しない場合の不一致情報
- (e)積荷目録提出（DMF）業務による積荷情報が報告されているにも関わらず、出港前報告（AMR）業務による積荷情報が未報告であることが判明した場合の不一致情報
- (f)出港日時報告（ATD）業務が未登録であることが判明した場合の不一致情報

B. 配信時期

- (a)上記 A－(a)から(d)に掲げる不一致情報は、出港日時報告（ATD）業務の実施を契機に判定処理を実施して配信を行います。
- (b)上記 A－(e)から(f)に掲げる不一致情報は、積荷目録提出（DMF）業務の実施を契機に判定処理を実施して配信を行います。

C. 配信先

- (a)上記 B－(a)に掲げる配信時期に配信される不一致情報は、出港日時報告（ATD）業務の報告者に対して配信されます。

(b)上記 B-(b)に掲げる配信時期に配信される不一致情報は、積荷目録提出 (DMF) 業務の報告者に対して配信されます。

D. 出力項目

不一致情報の出力項目は、別紙 12「不一致情報出力項目表」のとおりであり、出力イメージは、別紙 13「不一致情報出力イメージ」のとおりです。

(8) 積載船舶情報の変更

A. 変更前後の船舶情報の登録

上記 (4) 及び (5) の積荷に関する事項の報告後、積載する船舶を変更した場合 (海外の寄港地において積替えを行った場合を含む。)、出港前報告船舶情報訂正 (CMV) 業務を利用することにより、出港前報告 (AMR) 業務、出港前報告訂正 (CMR) 業務、出港前報告 (ハウス B/L) (AHR) 業務、出港前報告訂正 (ハウス B/L) (CHR) 業務による再報告を行うことなく、対象となる報告済みの積荷情報の船舶情報のみを訂正することができます。また、出港前報告船舶情報訂正 (CMV) 業務では、対象となる B/L 番号を個別に指定して船舶情報の訂正を行うだけでなく、同一の船舶情報で報告した複数の B/L 番号の積荷情報について一括して船舶情報の訂正を行うことができます。

ただし、船舶コード、航海番号、船会社コード、船積港コード及び船積港枝番以外の項目も併せて訂正する必要がある場合には、再報告が必要となりますほか、再報告により報告日時が変更されますので、報告期限までに再報告を行う必要があります。

B. 入力項目

出港前報告船舶情報訂正 (CMV) 業務の入力項目表は、別紙 14「出港前報告船舶情報訂正 (CMV) 業務入力項目表」のとおりです。

(9) 運送契約の変更等に伴う B/L 番号 (ハウス B/L 番号を含む。) の変更

A. 変更前後の B/L 番号の関連付けの登録

上記 (4) 及び (5) の積荷に関する事項の報告後、運送契約の変更等により分割 (セパレート) 又は統合 (コンバイン) 若しくは切替 (スイッチ) が行われた場合には、変更前の B/L 番号の積荷情報の削除をすることなく、変更後の B/L 番号の積荷に関する事項の報告 (分割又は統合の場合で、変更後の一つの情報として当初報告を行った B/L 番号を利用する場合には、当該 B/L 番号の積荷情報の訂正を含む。) を行った後、出港前報告 B/L 関連付け (BLL) 業務を利用して変更前後の B/L 番号の関連付けを行う必要があります。

B. 入力項目

出港前報告 B/L 関連付け (BLL) 業務の入力項目表は、別紙 15「出港前報告 B/L 関連付け (BLL) 業務入力項目表」のとおりです。

(10) 税関からの事前通知

上記 3 - (7) の税関からの事前通知に係る通知先や出力項目は以下のとおりです。なお、事前通知が出力された場合には、税関からの通知（指示）内容に従った対応をしてください。

A. 通知種類

- (a) DNL のコードを付した事前通知及びその解除通知
- (b) HLD のコードを付した事前通知及びその解除通知
- (c) DNU のコードを付した事前通知及びその解除通知
- (d) SPD のコードを付した事前通知及びその解除通知

B. 通知先

- (a) 出港前報告（AMR）業務により報告された積荷情報に対する上記 A-(a) から(d)までに掲げる事前通知は、出港前報告（AMR）業務の報告者、当該報告の通知先欄に登録がある者及び積荷目録提出（DMF）業務の報告者に対して通知されます。
- (b) 出港前報告ハウス B/L（AHR）業務により報告された積荷情報に対する上記 A-(a) から(c)までに掲げる事前通知は、出港前報告ハウス B/L（AHR）業務の報告者及び当該報告の通知先欄に登録がある者に対して通知されます。なお、関連付けされた出港前報告（AMR）業務による積荷情報の報告者及び積荷目録（DMF）業務の報告者に対しては、関連するハウス B/L 積荷情報に対して事前通知が実施されている旨の参考通知（なお、関連するハウス B/L 番号毎の通知コード及び通知件名のみで具体的な通知（指示）内容は記載されません。）が通知されます。

C. 出力項目

税関からの事前通知の出力項目は、別紙 16-1「事前通知出力項目表」及び別紙 16-2「関連ハウス事前通知状況出力項目表」のとおりであり、出力イメージは、別紙 17-1「事前通知（通知）出力イメージ」、別紙 17-2「事前通知（解除）出力イメージ」及び別紙 18「関連ハウス事前通知状況出力イメージ」のとおりです。

(11) 出港前報告制度により報告された積荷情報を活用した入港前報告制度の報告用の積荷情報の作成

上記 4 - (4) の積荷に関する事項の報告を行った貨物については、以下に掲げる方法により、関税法第 15 条第 1 項の規定に基づく入港前報告制度の報告を行うことができます。

A. 出港前報告した積荷情報で入港前報告を実施する場合

入港前報告制度の報告用の積荷情報を新たに作成することなく、出港前報告し

た積荷情報のみで入港前報告を実施する場合には、積荷目録情報登録（MF R）業務を実施することなく、入港前報告制度の報告期限（原則、船卸港に入港する24 時間前）までに、積荷目録提出（DMF）を実施することで、出港前報告制度により報告された積荷情報のうち、船舶コード、船会社コード、航海番号、船卸港及び船卸港枝番が一致する積荷情報の入港前報告を行うことができます。ただし、コンテナオペレーション会社コード欄のほか、コンテナにかかる荷渡形態コード欄、バンニング形態コード欄及びコンテナ条約適用識別欄が未入力の場合には、あらかじめ出港前報告訂正（CMR）業務で必要な入力を行った後に、積荷目録提出（DMF）業務を実施してください。

B. 出港前報告した積荷情報を引用して入港前報告制度の報告用の積荷情報を作成した後に入港前報告を実施する場合

次に掲げる業務を利用して、出港前報告制度により報告された積荷情報の内容を引用して入港前報告制度の報告用の積荷情報を作成した後、積荷目録提出（DMF）業務を実施してください。なお、出港前報告制度において報告の対象外となっているコンテナ貨物以外の貨物の船卸しも同時に行う場合には、下記に掲げる業務を利用して出港前報告制度により報告された貨物に係る入港前報告制度用の積荷情報の作成を行うほか、出港前報告制度の対象外の貨物については積荷目録情報登録（MF R）業務を利用して当該貨物の積荷情報を作成した後に積荷目録提出（DMF）業務を実施する必要があります。

(a) 本船利用会社単位で一括登録する場合

入港前報告制度の報告用の積荷情報を作成するにあたり、積荷目録情報登録（一括）（MF I）業務を利用し、本船利用会社単位で出港前報告制度により報告された積荷情報の内容を引用してNACC S へ一括登録することができます。

(b) B/L 単位で登録する場合

入港前報告制度の報告用の積荷情報を作成するにあたり、積荷目録情報登録呼出し（MF R 1 1）業務を利用し、B/L 単位で出港前報告制度により報告された積荷情報の内容を引用してNACC S へ登録することができます。

(12) 船卸許可申請

A. 船卸許可申請情報の登録

NACC S を使用して、関税法第 16 条第 3 項の規定による船卸しの許可を受けようとする場合には、別紙 7 「NACC S 業務フロー」に掲げる船卸許可申請（DNC）業務を利用して、船卸しをしようとする開港を管轄する税関に申請する必要があります。

B. 入力項目

船卸許可申請（DNC）業務の入力項目表は、別紙 19 「船卸許可申請（DNC）業務入力項目表」のとおりです。

(13) 情報伝達

上記4-(4)及び(5)の積荷に関する事項の報告後の削除や上記4-(9)のB/L番号の変更を行った際、税関において、その実施理由等の詳細を確認する必要があると判断した場合、若しくは、上記4-(4)及び(5)の積荷に関する事項の報告に関して、税関において必要な調査等を実施する必要があると判断した場合、情報伝達(MSA)業務を利用して、税関から連絡を行うことがあります。(ただし、サービスプロバイダー経由で報告をしている場合には、申請者IDシステムに登録されている連絡先メールアドレス宛に連絡を行いますほか、情報伝達(MSA)を利用できないNACCS利用者の場合には、別の手段で連絡を行います。)

税関から連絡を受けた場合には、速やかに内容を確認の上、情報伝達(MSA)業務又は添付ファイル登録(MSB)業務を利用(ただし、サービスプロバイダー経由で報告をしている場合には、連絡先メールアドレス宛てに送付した電子メールの返信機能を利用)して返答を行うなど、税関からの指示にしたがって、適切な対応をしてください。

(以上)